

会則

第1章 総則

[名称]

第1条 本研究会は、婦人科がんサポートイブケア研究会と称する。

英文名は、Gynecologic Oncology Supportive Care Study Group と表示する。

[事務局]

第2条 本研究会の事務局は役員会が定めた場所におく。

[目的]

第3条 本研究会は、婦人科がん治療の進歩に伴うサポートイブケアに関する国内外の研究を通し、診断から治療・評価・予後、さらにその診療体制を含めたがんのすべてのステージにおける包括的なサポートの普及に努めるために、関連機関・団体との連絡、連携を図る事業を行い、もってがんに対する治療成績及びQOLの向上に寄与し、公共の福祉に貢献することを目的とする。

[事業]

第4条 本研究会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 学術集会(学術集会、講演会、講習会、ワークショップなど)の開催
2. 研究会資料の公刊
3. 国内外関連学会、地方会、研究会および諸団体との提携
4. その他本会の目的を達成するに必要な事業

第2章 会員

[会員資格]

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員：本研究会の目的に賛同し第6条に定める入会手続を経て入会した個人
2. 学生会員：学生で第6条に定める入会手続を経て入会した個人
3. 名誉会員：本研究会の正会員として本研究会の発展に著しい功労のあった者で世話人会において承認された者
4. 賛助会員：本研究会の目的に賛同し、本研究会の事業を援助するために第6条に定める入会手続を経て入会した団体または個人

[入会]

第6条 本研究会に入会を希望するものは学術集会開催日、もしくは事務局への連絡により申し込むものとする。入会金は以下に定める。

1. 正会員：無料
2. 学生会員：無料（大学院生は正会員で扱う）
3. 役員：無料

4. 賛助会員（協賛企業）：一口 50,000 円（上限なし）

（賛助会員は入会後の最初の学術集会の抄録集における広告を一口につき一つ掲載することができる。）

[会員の権利]

第 7 条 本研究会の目的に賛同したものは、学術集会などの連絡を受けこれに参加することができる。

[退会]

第 8 条 本人より退会の申し出のあった会員は退会とみなし、学術集会を含む本研究会の事業の連絡を停止する。

[除名]

第 9 条 本研究会の目的に反する行為のあった会員は、弁明の機会をもうけたのち、役員会の承認を得て除名することができる。

第 3 章 役員

[役員]

第 10 条 本会に代表世話人 1 名、他世話人 20 名程度、事務担当幹事 1 名、他幹事若干名、監事若干名をおく。

[選任]

第 11 条 役員は次の規定により選任される。

1. 世話人は会員の中から選出され、役員会の承認を得るものとする。
2. 代表世話人は、世話人の中から選出され、役員会の承認を得るものとする。
3. 学術集会長は、世話人の中から選出され、役員会の承認を得るものとする。
4. 幹事は会員の中から選出され、役員会の承認を得るものとする。
5. 事務担当幹事は、幹事の中から選出され、役員会の承認を得るものとする。
6. 監事は、会員の中から選出され、役員会の承認を得るものとする。
7. 代表世話人は、役員に委嘱期間を明記した委嘱状を発行する。

[任期]

第 12 条 役員の任期は原則次のとおりとする。但し、役員会での賛同が得られればこの限りではない。

1. 代表世話人は 3 年とし、再選任を認める。
2. 学術集会長は 1 年とし、再選任を認める。
3. 他世話人、事務担当幹事、他幹事および監事は 3 年とするが再選任を認める。

[職務]

第 13 条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

1. 代表世話人は本会を代表し、本会の業務を統括する。
2. 学術集会長は学術集会の企画と開催を行う。

3. 世話人は役員会を構成し、この会則に定められた事項を議決する。
4. 幹事は役員会に出席、支援するが、この会則に定められた事項を議決する権限はない。
5. 監事は本会の業務および経理を監査する。
6. 役員会は名誉会員の推薦と議決を行う。

[事務局]

第 14 条 事務担当幹事は、本会の事務を円滑に処理するための経理、通信、会員名簿の管理を行う。

第 4 章 会議

[学術集会]

第 15 条 学術集会は、原則として年 1 回開催し、学術集会長が主宰する。必要に応じて学術集会とは別にサテライトセミナーを開催する。

[利益相反]

第 16 条 会員、非会員の別を問わず、学術集会で発表・講演する際、また役員活動を行う際は、本会が定める利益相反管理に関する規則等に従って利益相反状況を適切に申告する。

[役員会]

第 17 条 役員会は、世話人・監事をもって構成し、年 1 回学術集会に際し開催する。幹事は役員会に出席することができ、支援する。代表世話人を議長として会の運営および研究会の開催、会計報告に関する事項について協議・決定し、決定事項を実施する。その他、代表世話人、学術集会長あるいは事務局で必要と認めた際には臨時に召集あるいは電子メールを用いた役員会を開催し会務の円滑な運営に当たる。

[役員会の議決]

第 18 条 役員会議決は、世話人の半数以上の出席のとともに、出席者の過半数の賛成がなければ成立しない。役員会を出席できない場合は、代表世話人に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状はメールも可とする。委任状提出者は議決に関し出席者として取り扱われ、その議決権は代表世話人が代わりに執行する。

[予稿集]

第 19 条 本会は、年 1 回開催される学術集会予稿集の発行を行う。

第 5 章 会計

[経費]

第 20 条 本会の経費は参加費、その他で支弁する。学術集会の学会本部が収支決算を作成し、事務局へ報告する。

第 21 条 学術集会の学会本部は事務局に対し運営費用として年間 30 万円支払う。

[会費]

第 22 条 本会会員の年会費は無料である。

[会計年度]

第 23 条 本会の会計年度は 1 月 1 日より、翌年の 12 月 31 日とする。

[会計監査]

第 24 条 収支決算は監事の監査を受けた後、役員会の承認を受けるものとする。

第 6 章 会則の変更および細則

[会則の変更]

第 25 条 この会則は世話を 3 分の 2 以上が出席した役員会の承認を得なければ変更することはできない。

[会則の実施]

第 26 条 この会則の実施に際し疑義を生じた場合、または会則以外に必要な事項が生じた場合は、役員会がこれを処理する。

[細則]

第 27 条 この会則施行についての細則は役員会の議決および承認を得て別に定める。

発足 2024 年 10 月 12 日

婦人科がんサポートケア研究会 発起人

京都大学大学院医学研究科医学部婦人科学産科学

万代 昌紀 先生

福井大学医学部産科婦人科

吉田 好雄 先生

京都大学大学院医学研究科医学部婦人科学産科学

山口 建 先生

事務局

〒734-8551 広島市南区霞 1 丁目 2-3

広島大学大学院医系科学研究科産科婦人科学内

「婦人科がんサポートケア研究会 事務局」

TEL 082-257-5262 FAX 082-257-5264

2024 年 5 月 2 日 第 1 版

2024 年 10 月 12 日 第 2 版

2025 年 11 月 29 日 第 3 版